

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱

23水管第1817号
平成23年11月21日
農林水産事務次官依命通知
一部改正 23水管第1817号-1
平成23年12月21日
26水管第2500号
平成27年4月9日
30水推第1328号
平成31年3月29日

(通則)

第1 漁業・養殖業復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、東日本大震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していくため、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）が行う漁業・養殖業復興支援事業を実施するための実施要綱に基づく事業の実施に係る助成金の交付を造成された基金によって行う事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付

申請書のとおりとし、水漁機構は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 水漁機構は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施者について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、水漁機構に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第7 水漁機構は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

- 第8 水漁機構は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 水漁機構は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第9 水漁機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）基金事業に要する経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
（2）基金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
（3）基金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 水漁機構は、基金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに基金事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金事業の遂行が困難となった理由及び基金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第12 水漁機構は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第4号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告は、別記様式第5号のとおりとし、水漁機構は、基金の造成が完了したときは、その日から10日を経過した日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 大臣は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水漁機構に通知するものとする。

2 大臣は、水漁機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15 大臣は、第9第1項第3号の規定による基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 水漁機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 水漁機構が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 水漁機構が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 水漁機構は、補助対象経費（基金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下、「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 水漁機構は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(基本的事項の公表)

- 第18 水漁機構は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第19 水漁機構は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納等)

- 第20 水漁機構は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が

認めた場合又は実施要綱第11の2の規定により、農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、別記様式第6号により、速やかに、交付を受けた基金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第21 水漁機構は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第22 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第23 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第24 水漁機構は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第8、第16及び第17の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第25 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年4月9日付け26水管第2500号)

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け30水推第1328号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更
漁業・養殖業復興支援事業費			
[Ⅰ]			
1 漁業復興支援運営事業費	1 漁業復興プロジェクト本部運営事業費 水漁機構が、漁業復興プロジェクト本部を設置し、その運営を行うのに必要な基金を造成するのに要する経費	定 額	区分の欄に掲げる [Ⅰ] 及び [Ⅱ] の経費の相互間における経費の増減
	2 地域漁業復興プロジェクト運営事業費 水漁機構が、地域漁業復興プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定 額	
2 がんばる漁業復興支援事業費	3 がんばる漁業復興支援事業費 水漁機構が、がんばる漁業復興支援事業を実施する水産業協同組合等に対して次の（1）及び（2）の経費に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費		
	（1）操業費用等補助分 水漁機構が、がんばる漁業復興支援事業を実施する水産業協同組合等に対して操業費用等経費算定額及び事業管理費に係る助成金を交付するのに要する経費	水産庁長官が別に定めるところにより算定した、操業費用等経費の額に $2/3$ 、 $1/2$ 若しくは $1/3$ を乗じた額、事業管理費及び消費税を合計した額	
	（2）運転経費等助成分 水漁機構が、がんばる漁業復興支援事業を実施する水産業協同組合等に対して運転経費に係る助成金を交付するのに要する経費	定 額	
[Ⅱ]			
3 養殖復興支援運営事業費	4 養殖復興プロジェクト本部運営事業費 水漁機構が、養殖復興プロジェクト本部を設置し、その運営を行うのに必要な基金を造成するのに要する経費	定 額	
	5 地域養殖復興プロジェクト運営事業費 水漁機構が、地域養殖復興プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定 額	
4 がんばる養殖復興支援事業費	6 がんばる養殖復興支援事業費 水漁機構が、がんばる養殖復興支援事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定 額	

別記様式第1号（第4第1項関係）

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度において、下記のとおり基金事業を実施したいので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水管第1817号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 漁業復興支援運営事業費
 - ア 漁業復興プロジェクト本部運営事業費
 - イ 地域漁業復興プロジェクト運営事業費
- (2) 養殖復興支援運営事業費
 - ア 養殖復興プロジェクト本部運営事業費
 - イ 地域養殖復興プロジェクト運営事業費
- (3) がんばる漁業復興支援事業費
- (4) がんばる養殖復興支援事業費
- (5) 基金造成計画（又は基金造成実績）

区 分	造成時期	造 成 額	備 考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金	年 月	円	

3 基金造成に係る計画

区 分	金額	備 考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金 1 漁業復興支援運営事業費 (1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業費 2 養殖復興支援運営事業費 (1) 養殖復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域養殖復興プロジェクト運営事業費 3 がんばる漁業復興支援事業費 (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 4 がんばる養殖復興支援事業費	円	

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

5 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金	円	円	円	
自己負担金				
計				

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△)	備考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金 1 漁業復興支援運営事業費 (1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業費 2 養殖復興支援運営事業費 (1) 養殖復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域養殖復興プロジェクト運営事業費 3 がんばる漁業復興支援事業費 (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 4 がんばる養殖復興支援事業費	円	円	円	
計				

6 添付書類

水漁機構の定款及び事業計画書（当初）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

水漁機構 代表者 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9第1項関係）

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業計画変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業・養殖業復興支援事業について、下記のとおり〇〇したいので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水管第1817号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき申請する。

記

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金の支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

官署支出官水産庁長官
殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業・養殖業復興支援事業費補助金について、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水管第1817号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第 5 号（第 1 3 関係）

平成〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業・養殖業復興支援事業について、下記のとおり実施したので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱(平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日付け 2 3 水管第 1 8 1 7 号農林水産事務次官依命通知)第 1 3 の規定により、その実績を報告する。

記

(注 1) 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

(注 2) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しを添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名
印

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水管第1817号農林水産事務次官依命通知）第20の規定に基づき、下記により申請する。
（なお、併せて事業造成基金の残額 円を返還する。）

記

1 総括表

事業名	事業造成 基金造成額 ①	運用額 ②	事業造成基金から の助成金支出額 ③	水産業協同組合等から の助成金返還額 ④	返還額 =①+②-③+④
漁業・養殖業復興支援事業 費補助金	円	円	円	円	円
合 計					

- 2 添付書類
（1）運用益取崩し報告書
（2）運用益（預入利息）明細一覧表